

【クリーンディーゼル乗用車（平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合）】

* 重量税：平成29年5月以降の新車新規登録等分から適用、取得税：平成29年4月以降の新車新規登録等分から適用

* 重量税について、新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

メーカー名	通称名	車両型式	重量税の特例措置			取得税の特例措置	
			重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
				新車新規検査	初回継続検査等	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
BMW	BMW 320d グランツァーリスモ	LDA-XXXXX	免税	0	0	非課税	45万円控除
DS	DS 4 Performance Line BlueHDi	LDA-XXXXX	免税	0	0	非課税	45万円控除
プジョー	3008 GT BlueHDi	LDA-XXXXX	免税	0	0	非課税	45万円控除

※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの届出型式を示します。

※ 既に登録されている車両であって、上記車両型式にないエコカー減税対象自動車もございます。その場合の確認については、各メーカーにお問い合わせください。

車種:普通/小型乗用車 *重量税:平成29年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税:平成29年4月以降の新車新規登録分から適用

[アウディ]

[重量税の特例措置の区分]

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録時に限り重量税は本則税率から減免(免税、75%、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。
 初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「★」: エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。
 (※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (ℓ)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置			取得税の特例措置		
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
A5 2.0T QUATTRO sport	18565	DBA-F5CYRF	1.984	1570	0002	16.5	+20%	+0%	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
A5 2.0T QUATTRO sport	18565	DBA-F5CYRF	1.984	1590	0004	16.5	+20%	+0%	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
A5 2.0T QUATTRO sport	18565	DBA-F5CYRF	1.984	1570	0012	16.5	+20%	+0%	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
A5 2.0T QUATTRO sport	18565	DBA-F5CYRF	1.984	1590	0014	16.5	+20%	+0%	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
A5 Sportback 2.0T QUATTRO sport	18563	DBA-F5CYRL	1.984	1610	0002	16.5	+20%	+0%	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
A5 Sportback 2.0T QUATTRO sport	18563	DBA-F5CYRL	1.984	1630	0004	15.5	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
A5 Sportback 2.0T QUATTRO sport	18563	DBA-F5CYRL	1.984	1610	0012	16.5	+20%	+0%	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
A5 Sportback 2.0T QUATTRO sport	18563	DBA-F5CYRL	1.984	1630	0014	15.5	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除

車種:普通/小型乗用車 *重量税:平成29年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税:平成29年4月以降の新車新規登録分から適用

[BMW]

[重量税の特例措置の区分]

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録時に限り重量税は本則税率から減免(免税、75%、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。
 初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「★」: エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。
 (※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (ℓ)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置			取得税の特例措置		
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
BMW 420i	18348	DBA-4N20	1.998	1590	5001~5002	16.0	+20%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
BMW 420i グランクーペ	18345	DBA-4D20	1.998	1640	5001~5002	16.0	+20%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
BMW 420i グランクーペ	18345	DBA-4D20	1.998	1700	5101~5102	14.9	+20%	+0%	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
BMW 430i	18348	DBA-4N20	1.998	1620	6001~6002	15.4	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
BMW 430i グランクーペ	18345	DBA-4D20	1.998	1670	6001~6002	15.4	+20%	+0%	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
BMW 440i	18349	DBA-4P30	2.997	1680	5001~5004	13.5	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
BMW 440i	18349	DBA-4P30	2.997	1880	5101~5104	12.3	+20%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
BMW 440i グランクーペ	18347	DBA-4E30	2.997	1720	5001~5004	13.5	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
MINI JCW クロスオーバー A4	18503	DBA-YS20	1.998	1630	0201	14.0	+5%	-	★	本則適用	30,000	32,800	-	-
MINI JCW クロスオーバー A4	18503	DBA-YS20	1.998	1660	0202	14.0	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	40%軽減	15万円控除

車種:普通/小型乗用車 *重量税:平成29年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税:平成29年4月以降の新車新規登録分から適用

【メルセデス・ベンツ】

[重量税の特例措置の区分]

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録時に限り重量税は本則税率から減免(免税、75%、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。
 初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「★」: エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。
 (※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (ℓ)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置			取得税の特例措置		
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
GLA180	17928	DBA-156942	1.595	1480	0302	16.4	+10%	-	○	25%軽減	16,800	15,000	20%軽減	5万円控除
GLA180	17928	DBA-156942	1.595	1510	0304	16.4	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
GLA180	17928	DBA-156942	1.595	1480	0312	16.4	+10%	-	○	25%軽減	16,800	15,000	20%軽減	5万円控除
GLA180	17928	DBA-156942	1.595	1510	0314	16.4	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
GLA180	17928	DBA-156942	1.595	1490	0332	16.4	+10%	-	○	25%軽減	16,800	15,000	20%軽減	5万円控除
GLA180	17928	DBA-156942	1.595	1520	0334	16.4	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
GLA180	17928	DBA-156942	1.595	1490	0342	16.4	+10%	-	○	25%軽減	16,800	15,000	20%軽減	5万円控除
GLA180	17928	DBA-156942	1.595	1520	0344	16.4	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
GLA250 4MATIC	17761	DBA-156946	1.991	1570	0302	14.2	+5%	-	★	本則適用	30,000	32,800	-	-
GLA250 4MATIC	17761	DBA-156946	1.991	1600	0304	14.2	+5%	-	★	本則適用	30,000	32,800	-	-
GLA250 4MATIC	17761	DBA-156946	1.991	1570	0312	14.2	+5%	-	★	本則適用	30,000	32,800	-	-
GLA250 4MATIC	17761	DBA-156946	1.991	1600	0314	14.2	+5%	-	★	本則適用	30,000	32,800	-	-
GLA250 4MATIC	17761	DBA-156946	1.991	1580	0332	14.2	+5%	-	★	本則適用	30,000	32,800	-	-
GLA250 4MATIC	17761	DBA-156946	1.991	1610	0334	14.2	+5%	-	★	本則適用	30,000	32,800	-	-
GLA250 4MATIC	17761	DBA-156946	1.991	1580	0342	14.2	+5%	-	★	本則適用	30,000	32,800	-	-
GLA250 4MATIC	17761	DBA-156946	1.991	1610	0344	14.2	+5%	-	★	本則適用	30,000	32,800	-	-

車種:普通/小型乗用車 *重量税:平成29年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税:平成29年4月以降の新車新規登録分から適用

【ボルボ】

[重量税の特例措置の区分]

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録時に限り重量税は本則税率から減免(免税、75%、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。
 初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「★」: エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。
 (※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (ℓ)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置			取得税の特例措置		
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
ボルボV90 クロスキャン トリー	18373	DBA-PB420	1.968	1890	2291	11.5	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
ボルボV90 クロスキャン トリー	18374	DBA-PB420A	1.968	1890	2281	11.5	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除
ボルボV90 クロスキャン トリー	18374	DBA-PB420A	1.968	1910	2291	11.5	+10%	-	○	25%軽減	22,500	20,000	20%軽減	5万円控除

車種:普通/小型乗用車 *重量税:平成29年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税:平成29年4月以降の新車新規登録分から適用

【フォルクスワーゲン】

[重量税の特例措置の区分]

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録時に限り重量税は本則税率から減免(免税、75%、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。
 初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「★」: エコカー減税対象外ですが、経過措置により、新車新規登録等時の重量税は本則税率による税額となります。継続検査等時の重量税は当分の間税率による税額となります。
 (※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (ℓ)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置			取得税の特例措置		
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
Golf TSI Comfortline (DSG)	17548	DBA-AUCJZ	1.197	1240	3101	19.1	+10%	+0%	○	25%軽減	16,800	15,000	20%軽減	5万円控除
Golf TSI Highline (DSG)	17549	DBA-AUCPT	1.394	1320	3101	18.1	+10%	+0%	○	25%軽減	16,800	15,000	20%軽減	5万円控除
Golf TSI Highline (DSG)	17549	DBA-AUCPT	1.394	1350	3102	18.1	+10%	+0%	○	25%軽減	16,800	15,000	20%軽減	5万円控除
Golf TSI Trendline (DSG)	17548	DBA-AUCJZ	1.197	1240	3101	19.1	+10%	+0%	○	25%軽減	16,800	15,000	20%軽減	5万円控除

車種:軽乗用車

*重量税:平成29年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税:平成29年4月以降の新車新規登録分から適用

【スバル】

〔重量税の特例措置の区分〕

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録時等の重量税は本則税率から減免(免税、75%、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 (※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置			取得税の特例措置		
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
プレオプラス	18492	DBA-LA350F			0001~0002	35.2	+20%	+40%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
プレオプラス	18492	DBA-LA350F			0003~0006	34.2	+20%	+30%	○	免税	0	5,000	非課税	45万円控除
プレオプラス	18492	DBA-LA350F			0007~0008	35.2	+20%	+40%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
プレオプラス	18493	DBA-LA360F			0001~0008	32.2	+20%	+30%	○	免税	0	5,000	非課税	45万円控除

車種:軽乗用車

*重量税:平成29年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税:平成29年4月以降の新車新規登録分から適用

【ダイハツ】

〔重量税の特例措置の区分〕

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録時等の重量税は本則税率から減免(免税、75%、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 (※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置			取得税の特例措置		
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
ミライース	18488	DBA-LA350S			0001~0002	35.2	+20%	+40%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
ミライース	18488	DBA-LA350S			0004	34.2	+20%	+30%	○	免税	0	5,000	非課税	45万円控除
ミライース	18488	DBA-LA350S			0006	34.2	+20%	+30%	○	免税	0	5,000	非課税	45万円控除
ミライース	18488	DBA-LA350S			0007~0008	35.2	+20%	+40%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
ミライース	18489	DBA-LA360S			0001~0002	32.2	+20%	+30%	○	免税	0	5,000	非課税	45万円控除
ミライース	18489	DBA-LA360S			0004	32.2	+20%	+30%	○	免税	0	5,000	非課税	45万円控除
ミライース	18489	DBA-LA360S			0006	32.2	+20%	+30%	○	免税	0	5,000	非課税	45万円控除
ミライース	18489	DBA-LA360S			0007~0008	32.2	+20%	+30%	○	免税	0	5,000	非課税	45万円控除

車種:軽乗用車

*重量税:平成29年5月以降の新車新規登録分から適用、取得税:平成29年4月以降の新車新規登録分から適用

【トヨタ】

〔重量税の特例措置の区分〕

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録時等の重量税は本則税率から減免(免税、75%、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 (※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード			重量税の特例措置			取得税の特例措置		
						燃費値	低燃費区分		区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
							平成27年度 燃費基準	平成32年度 燃費基準			新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
ピクシィ エボック	18490	DBA-LA350A			0001~0002	35.2	+20%	+40%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
ピクシィ エボック	18490	DBA-LA350A			0004	34.2	+20%	+30%	○	免税	0	5,000	非課税	45万円控除
ピクシィ エボック	18490	DBA-LA350A			0006	34.2	+20%	+30%	○	免税	0	5,000	非課税	45万円控除
ピクシィ エボック	18490	DBA-LA350A			0007~0008	35.2	+20%	+40%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
ピクシィ エボック	18491	DBA-LA360A			0001~0002	32.2	+20%	+30%	○	免税	0	5,000	非課税	45万円控除
ピクシィ エボック	18491	DBA-LA360A			0004	32.2	+20%	+30%	○	免税	0	5,000	非課税	45万円控除
ピクシィ エボック	18491	DBA-LA360A			0006	32.2	+20%	+30%	○	免税	0	5,000	非課税	45万円控除
ピクシィ エボック	18491	DBA-LA360A			0007~0008	32.2	+20%	+30%	○	免税	0	5,000	非課税	45万円控除

車種:軽貨物車 *重量税:平成29年5月以降の新車新規検査分から適用、取得税:平成29年4月以降の新車新規検査分から適用

【スズキ】

〔重量税の特例措置の区分〕

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から減免(免税、75%、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 (※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式指定番号	車両型式	排気量 (ℓ)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード		重量税の特例措置				取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分 平成27年度 燃費基準	区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
										新車新規検査 2年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
エブリイ	18014	HBD-DA17V			0029	19.0	+5%	○	25%軽減	3,700	5,000	20%軽減	5万円控除
エブリイ	18014	HBD-DA17V			0030~0031	18.4	+5%	○	25%軽減	3,700	5,000	20%軽減	5万円控除
エブリイ	18014	HBD-DA17V			0032~0033	19.0	+5%	○	25%軽減	3,700	5,000	20%軽減	5万円控除
エブリイ	18014	HBD-DA17V			0034~0035	18.4	+5%	○	25%軽減	3,700	5,000	20%軽減	5万円控除
エブリイ	18014	HBD-DA17V			0036~0042	17.0	+10%	○	25%軽減	3,700	5,000	40%軽減	15万円控除
エブリイ	18014	HBD-DA17V			0043	20.2	+25%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
エブリイ	18014	HBD-DA17V			0044~0045	19.4	+25%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
エブリイ	18014	HBD-DA17V			0046	20.2	+25%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
エブリイ	18014	HBD-DA17V			0047~0049	19.4	+25%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
エブリイ	18014	HBD-DA17V			0636~0642	16.6	+5%	○	25%軽減	3,700	5,000	20%軽減	5万円控除
エブリイ	18014	HBD-DA17V			0643~0649	19.0	+20%	○	75%軽減	1,200	5,000	80%軽減	35万円控除

車種:軽貨物車 *重量税:平成29年5月以降の新車新規検査分から適用、取得税:平成29年4月以降の新車新規検査分から適用

【日産自動車】

〔重量税の特例措置の区分〕

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から減免(免税、75%、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 (※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式指定番号	車両型式	排気量 (ℓ)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード		重量税の特例措置				取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分 平成27年度 燃費基準	区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
										新車新規検査 2年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
NV100クリッパー	18016	HBD-DR17V			0032~0033	19.0	+5%	○	25%軽減	3,700	5,000	20%軽減	5万円控除
NV100クリッパー	18016	HBD-DR17V			0035	18.4	+5%	○	25%軽減	3,700	5,000	20%軽減	5万円控除
NV100クリッパー	18016	HBD-DR17V			0042	17.0	+10%	○	25%軽減	3,700	5,000	40%軽減	15万円控除
NV100クリッパー	18016	HBD-DR17V			0043	20.2	+25%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
NV100クリッパー	18016	HBD-DR17V			0046	20.2	+25%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
NV100クリッパー	18016	HBD-DR17V			0047	19.4	+25%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
NV100クリッパー	18016	HBD-DR17V			0642	16.6	+5%	○	25%軽減	3,700	5,000	20%軽減	5万円控除
NV100クリッパー	18016	HBD-DR17V			0646~0647	19.0	+20%	○	75%軽減	1,200	5,000	80%軽減	35万円控除

車種:軽貨物車 *重量税:平成29年5月以降の新車新規検査分から適用、取得税:平成29年4月以降の新車新規検査分から適用

【マツダ】

〔重量税の特例措置の区分〕

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から減免(免税、75%、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 (※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式指定番号	車両型式	排気量 (ℓ)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード		重量税の特例措置				取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分 平成27年度 燃費基準	区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
										新車新規検査 2年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
スクラム	18017	HBD-DG17V			0029	19.0	+5%	○	25%軽減	3,700	5,000	20%軽減	5万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0030~0031	18.4	+5%	○	25%軽減	3,700	5,000	20%軽減	5万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0032~0033	19.0	+5%	○	25%軽減	3,700	5,000	20%軽減	5万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0034~0035	18.4	+5%	○	25%軽減	3,700	5,000	20%軽減	5万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0036~0042	17.0	+10%	○	25%軽減	3,700	5,000	40%軽減	15万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0043	20.2	+25%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0044~0045	19.4	+25%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0046	20.2	+25%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0047~0049	19.4	+25%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0636~0642	16.6	+5%	○	25%軽減	3,700	5,000	20%軽減	5万円控除
スクラム	18017	HBD-DG17V			0643~0649	19.0	+20%	○	75%軽減	1,200	5,000	80%軽減	35万円控除

車種:軽貨物車 *重量税:平成29年5月以降の新車新規検査分から適用、取得税:平成29年4月以降の新車新規検査分から適用

【三菱自動車】

〔重量税の特例措置の区分〕

「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 「○」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から減免(免税、75%、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。
 (※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式指定番号	車両型式	排気量 (ℓ)	車両重量 車両総重量 (kg)	類別 区分番号	JC08モード		重量税の特例措置				取得税の特例措置	
						燃費値	低燃費区分 平成27年度 燃費基準	区分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)		取得税	
										新車新規検査 2年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)	(新車) 減免率等	(中古車) 控除額
ミニキャバン	18018	HBD-DS17V			0039	17.0	+10%	○	25%軽減	3,700	5,000	40%軽減	15万円控除
ミニキャバン	18018	HBD-DS17V			0040	17.0	+10%	○	25%軽減	3,700	5,000	40%軽減	15万円控除
ミニキャバン	18018	HBD-DS17V			0042	17.0	+10%	○	25%軽減	3,700	5,000	40%軽減	15万円控除
ミニキャバン	18018	HBD-DS17V			0046	20.2	+25%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
ミニキャバン	18018	HBD-DS17V			0047	19.4	+25%	◎	免税	0	0	非課税	45万円控除
ミニキャバン	18018	HBD-DS17V			0639	16.6	+5%	○	25%軽減	3,700	5,000	20%軽減	5万円控除
ミニキャバン	18018	HBD-DS17V			0640	16.6	+5%	○	25%軽減	3,700	5,000	20%軽減	5万円控除
ミニキャバン	18018	HBD-DS17V			0642	16.6	+5%	○	25%軽減	3,700	5,000	20%軽減	5万円控除
ミニキャバン	18018	HBD-DS17V			0646	19.0	+20%	○	75%軽減	1,200	5,000	80%軽減	35万円控除
ミニキャバン	18018	HBD-DS17V			0647	19.0	+20%	○	75%軽減	1,200	5,000	80%軽減	35万円控除